

令和４年度第８回農業委員会総会議事録

開会月日		令和４年 11 月 25 日（金）		開議の時刻		午前 10 時 30 分	
場 所		市総合会館 4 階 多目的ホール A		閉議の時刻		午前 11 時 10 分	
議 長		東松山市農業委員会長 野村 孝行					
委 員 の 出 席 状 況							
農 業 委 員	席次番号	氏 名	摘 要	席次番号	氏 名	摘 要	
	1	松崎 昭三	出 席	7	藤野 香織	出 席	
	2	杉浦 勉	〃	8	松本 禮子	〃	
	3	島田 安三	〃	9	荒川 光明	〃	
	4	千葉 有美子	〃	1 0	久保田 節子	〃	
	5	宇津木 昭一	〃	1 1	野村 孝行	〃	
	6	鹿田 明	〃				
農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	担当地区	氏 名	摘 要	担当地区	氏 名	摘 要	
	松 山	加藤 周二	出 席	高 坂	木村 正雄	出 席	
		利根川 里美	〃		坂上 夏苗	〃	
	大 岡	大木 幹雄	〃		田口 豊	〃	
		橋本 隆	〃	野 本	新井 勝美	〃	
		宮永 貞夫	〃		飯嶋 徳造	〃	
	唐 子	戸井田 貞義	〃		加藤 喜之	〃	
		山田 弘明	〃		山下 哲生	〃	
		小澤 謙一	〃				
	議題等		・農地法の規定に基づく諸申請及び届出等の審議の件 ・その他				
公開・非公開の別		公開					
傍聴者数		(会議を公開した場合) 0 人					
非公開の理由		(会議を非公開にした場合)					
		議 事 参 与 者					
事務局		氏 名	摘 要				
事務局長		松崎 一祐	出 席				
副主幹		小林 裕介	〃				
主 任		福島 誠	〃				

議 案	議 事 顚 末	
議案第 1 号 農地法第 5 条 の規定による 農許可申請承認の件	1 開 会	副会長は委員の出席が定数に達している旨報告し、開会を宣言する。
	2 議事録署名委員の選任について	議長は署名委員に下記 2 名を選任し、全員これに同意する。 2 番 杉浦 勉 委員 3 番 島田 安三 委員
	3 議 事	議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による農許可申請承認の件について 1 番の申請について 松山地区・千葉委員より、1 番の申請について、沢口町在住の申請人（受人）より、大字東平在住の申請人（渡人）外 2 名が、大字東平地内に所有する農地（畑 2 筆）を、専用住宅の建築のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10h a 以上の一団の農地であるため第 1 種農地と判断されるが、専用住宅の建築の必要性が認められるため、第 1 種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 2 番の申請について 松山地区・千葉委員より、2 番の申請について、大字市ノ川在住の申請人（受人）より、大字野田在住の申請人（渡人）が、大字野田地内に所有する農地（畑 1 筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 3 番の申請について 大岡地区・藤野委員より、3 番の申請について、大字大谷在住の申請人（受人）より、大字大谷在住の申請人（渡人）が、大字大谷地内に所有する農地（畑 1 筆）を、農業用物置敷地を目的として追認により転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農業用

	物置敷地として使用されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、農業用物置敷地の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 島田委員より、この件について担当地区の委員に確認したところ、農地パトロールの際に農地に物置が設置されていることは発見したが、報告の選択肢に適当なものがなかったため耕作放棄地として報告した、とのことだった。農地パトロール等の際に違反転用を発見した場合、報告の選択肢も含めどのような対応をすればよいのか、との質問がなされた。 事務局より、今までの農地パトロールや利用状況調査の実施方法では、報告の方法から違反転用まで対応できなかった。今後、農地パトロール等の際にタブレットを活用することにより、違反転用のリストの作成が容易にできるようになるのでは。そうならば、リストをもとに東松山農林振興センターに対応を相談していきたい、との回答がなされた。 鹿田委員より、今回の農地パトロールの際に、耕作しているけど一部違反が見受けられる農地等があり、そのような場合には現況の選択肢をどれにすればよいか迷った。来年実施する際は、どう対応するか示してほしい、との意見がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 4 番の申請について 野本地区・杉浦委員より、4 番の申請について、ふじみ市在住の申請人（受人）より、大字石橋在住の申請人（渡人）外 1 名が、大字柏崎地内に所有する農地（畑 1 筆）を、一般住宅（自己用住宅）に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10h a 以上の一団の農地であるため第 1 種農地と判断されるが、一般住宅（自己用住宅）の必要性が認められるため、第 1 種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 5 番の申請について 野本地区・杉浦委員より、5 番の申請について、東京都練馬区在住の申請人（受人）より、大字柏崎在住の申請人（渡人）外 2 名が、大字柏崎地内に所有する農地（畑 4 筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10h a 以上の一団の農地であるため第 1 種
--	---

議案第 2 号 用地利用集積 事業による利 用権設定承認 の件 議案第 3 号 農用地利用配 分計画（案）の 件 議案第 4 号 相続税の納税 猶予に係る特 例農地等の利 用状況確認の 件	農地と判断されるが、自己用住宅の必要性が認められるため、第 1 種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 議案第 2 号 農用地利用集積事業による利用権設定承認の件について 議長は事務局に説明を求め、事務局から市の告示決定に先立ち承認を求められている件である旨、また利用権設定の申し出内容が経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしている旨の説明が行われる。 内容審議の結果、52 筆の利用権設定を承認した。 議案第 3 号 農用地利用配分計画（案）の件について 野村議長が利害関係者のため退室したことから、久保田職務代理が議長を代理する。 議長は市農政課に説明を求め、市農政課から「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 2 項に基づき、農地中間管理機構から東松山市に対して「農用地利用配分計画案」の作成を求められたため、同第 19 条第 3 項に基づき、東松山市から農業委員会に意見を聴くよう求めがあった旨の説明が行われる。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、「意見なし」として、これを承認した。 議案第 4 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件について 野村会長が、議長を久保田職務代理から交代する。 議長は各地区委員に現地調査の結果報告を求める。 1 番について 高坂地区・鹿田委員より、1 番について、大字宮鼻在住の相続人が、大字正代地内にある相続税の納税猶予を受けている特例適用農地（田 3 筆）及び大字宮鼻にある相続税の納税猶予を受けている特例適用農地（田 11 筆・畑 4 筆）に係る利用状況の確認を行った。現地調査の結果、自ら所有し、自ら農地として使用している旨の報告がなされた。 議長は、全員に審議を求め、内容審議の結果、異議なくこれを確認した。
---	---

報告事案 農業委員会会 長専決規定に よる農地法に 基づく届出報 告の件 その他	事務局報告案件 議長は事務局に説明を求める。 農地法第 5 条転用届出報告の件 事務局から説明が行われ、6 件を確認する。 農地所有適格法人の報告について 事務局から説明が行われ、2 件を確認する。 農業委員会総会の開催について 次回開催日 令和 4 年 12 月 26 日（月） 午前 10 時 20 分～ 会 場 市総合会館 4 階 多目的ホール A 午前 11 時 10 分議長は今回上程した議案について審議を終 了した旨を告げ、令和 4 年度第 8 回総会を閉じた。 以上の顛末に相違ないことを証するため署名する。 令和 4 年 12 月 26 日 議長 野村 孝行 委員 杉浦 勉 委員 島田 安三
--	--